

平成 19 年 4 月

## 電子申告と書面添付

稲垣 創平

「電子申告」「書面添付」

この2つの言葉を聞いたことがありますか？おそらく「電子申告」という言葉は聞いたことがあるでしょう。確定申告の時期にはCM等で良く流れていましたからね。「電子申告」というのは読んで時の如く申告書を電子（WEB）で提出することです。2～3年前あたりから国税庁が目標件数を掲げ電子申告の推進運動を行っています。

電子申告をするのとしないのと何が違うのか？

下世話な話、クリック1つで申告書が提出できるわけですから税理士事務所としても楽だ！とかもありますが……。そんな小さい話はおいとくとして……。

一番大きな違いは「経営者として税理士事務所として時代の波に乗れているかどうか」だと思います。電子申告は国全体で掲げる目標でもあります。ペーパーレスにすることにより資源の節約にもなりますし環境保護にも繋がっていきます。それくらい大きな意味があるのです（別に税理士事務所の怠慢ではありませんからね）。ですので当事務所では電子申告を税理士事務所の使命であると認識し、全関与先様に実施していただけるよう指導させて頂いております。

次に「書面添付」というものを御存知でしょうか？「書面添付」とは簡単に言うと税務署に提出する申告書の説明書みたいなものです。これを提出するとどうなるか？税務調査が入る前に税理士に対する意見聴取というものが行われます。簡単に言えば、いきなり税務署職員が会社に来ないということです。「書面添付」をすると税務署は税務調査の前に、まず税理士に会わなければいけません。そこで、申告の内容についての質疑応答（意見聴取）が行われます。その質疑応答（意見聴取）で税務署が納得すれば税務調査は入りません。逆に、調査が必要だと税務署が判断すれば税務調査が入るという流れになります。当事務所では、全関与先様に書面添付を実施できるよう日々頑張っております！

よく「電子申告」「書面添付」について次のような声を聞きます。

「電子申告、書面添付してなんかメリットあるの？」

メリット、デメリット論で言うとそんな大きなメリットはないのかも知れませんが。ただこれだけは胸を張って言えます。

「企業が生き残る為には、電子申告、書面添付は必要不可欠です！」

稲垣一則税理士事務所では、そう確信しております。